

尼崎市監査公表第3号

令和4年度及び過年度の包括外部監査の結果報告に対する措置の公表について
地方自治法第252条の37第5項の規定により提出された包括外部監査の結果報告に
対し、市長より別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同法第252条の38
第6項の規定により公表します。

令和6年3月18日

尼崎市監査委員 村上卓史

同 藤川千代

同 須田和

同 川崎敏美

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	資産統括局（市民税課）
2 監査結果報告日	令和5年2月22日
3 措置通知日	令和6年3月12日
4 監査結果の内容 <u>職権による均等割の決定（結果）</u>	<p>尼崎市は、催告や調査を行った結果にもかかわらず未申告状態が続いた法人に対しては、職権による均等割の決定により積極的に課税決定を行うべきである。</p>
5 措置内容要旨	<p>2年連続して税務署調査を実施したうえで、法人税の申告が確認できなかった法人については、現地調査等を実施し、調査の結果、市内に事務所等を有することが確認できたものについて職権にて均等割の決定を行うようマニュアルを改めた。</p>

※ 「令和4年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 51

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	資産統括局（市民税課）
2 監査結果報告日	令和5年2月22日
3 措置通知日	令和6年3月12日
4 監査結果の内容	<p><u>減免要件の判断が困難な事案についての適正な認定（結果）</u></p> <p>尼崎市は、り災証明書や提出写真から減免が一見して明らかな場合は別として、申請者の申告において20%以上の被害がないと記載されている場合や、提出資料のみでは判断が難しい案件については、実際に建物の面積のうち具体的な被害の範囲が何㎡であったのかを計測し、具体的な数量の認定を行うとともに、その調査結果を写真や図面（おおまかな建物全体の面積や被害箇所、被害面積がわかれば良いので、簡易なものでも構わない）で記録し、保管することにより（職員のマンパワーとしてこれが実現困難というのであれば、申請者から提出、立証させる運用でも構わない）、適正な認定を担保すべきである。</p>
5 措置内容要旨	<p>これまでも災害減免の損害割合については、被害面積で判断するのではなく、図面や現場写真等の提出資料に加え、詳細な聴取によって判断しているが、損害割合の算出の過程も含め、事後の検証に耐えうる形で資料の添付と保管を行い、適正な認定を担保するよう事務処理手順を作成した。</p>

※ 「令和4年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P76

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	資産統括局（市民税課）
2 監査結果報告日	令和5年2月22日
3 措置通知日	令和6年3月12日
4 監査結果の内容 <u>課税対象者の税務システム上の各種管理区分の整理（結果）</u>	<p>尼崎市は、現行の申発区分 6（申告書を継続的に発送しない管理区分）の振り付けが適切かどうかを定期的に見直す制度を設計するとともに、管理区分の明確なルールを作成すべきである。</p>
5 措置内容要旨	<p>課税対象者の税務システム上の各種管理区分のルールを明確化し、令和6年2月発送の市申告発送対象者の選定に反映するよう課内に周知した。</p>

※ 「令和4年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P76

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	資産統括局（市民税課）
2 監査結果報告日	令和5年2月22日
3 措置通知日	令和6年3月12日
4 監査結果の内容	<p><u>所得調査事務処理要領に対する違反（結果）</u></p> <p>尼崎市は、「平成31年度所得調査事務処理要領」を維持するのであれば、同事務処理要領記載の調査時期に遅れてでも現地調査を速やかに行うとともに、今後も現地調査を毎年行い、要領違反の状態を是正すべきである。</p> <p>効果や効率性を踏まえて、現地調査を実施しないという判断もあり得るところであるが、その場合、現地調査を廃止もしくは一定の基準、ケースにおいて限定的に行う内容に同事務処理要領を改訂するとともに、代替措置（例えば、対象や範囲を絞ったうえで調査の一部外部委託を行うこと等）も検討し、事務処理要領へも合わせて反映すべきである。</p>
5 措置内容要旨	<p>現地調査の必要性を検討した結果、効果や効率性を踏まえ、現地調査を廃止することとした。これにより、「平成31年度所得調査事務処理要領」を廃止し、新たに所得調査の効果や効率性を高めるため、調査対象の抽出条件を整理するとともに、対象者の条件に応じて文書指導と架電指導（本人・勤務先等）を使い分けることを盛り込んだ「所得調査事務処理要領」を作成した。</p>

※ 「令和4年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P77

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	資産統括局（市民税課）
2 監査結果報告日	令和5年2月22日
3 措置通知日	令和6年3月12日
4 監査結果の内容 <u>過去の所得調査票の管理の不備（結果）</u>	<p>尼崎市は、例えば、引継文書を引継時点でまとめて全て作成するのではなく、文書完結の都度、当該文書作成の担当者と所管課長が当該年度の引継文書目録に当該引継文書を記入し、記入年月日、担当者と所轄課長がそれぞれ署名又は捺印していく等、保管すべき文書が正しく保管されるように、既存の全庁的なルールを前提に、各所管課において業務課の実情・当該文書の性質も考慮したうえでのより詳細な保管ルールを定めるとともに、文書廃棄時には廃棄目録（当該文書の作成年度と保存期間も明記する書式とする）を作成し、最終的な廃棄時に管理者の決裁を得るなど、廃棄時の詳細なルールも各所管課において整備し、成文化すべきである（なお、上記記載内容はあくまで一例として示したにすぎないため、具体的な内容はあらためて文書の管理責任者や廃棄責任者の意見や現場の声も聞いたうえで、業務の効率性とのバランスも考慮し詳細を決めるべきである）。</p>
5 措置内容要旨	<p>引継文書については、文書完結後直ちに引継箱へ収納することとし、適切に引継文書を保管したうえで引継文書目録に記録するよう取扱いを改めた。</p> <p>また、文書の保管についても全庁的なルールに則った引継文書目録作成までの間、一定期間ごとに当該年度の引継箱の種類・数を記録したチェック表を作成し、文書作成の担当者と所属長が遺漏なく保管されているかを確認する運用とするように改めた。</p> <p>なお、廃棄時についても、廃棄文書目録を作成し、所属長の決裁を得た上で確実に廃棄を行うよう取扱いを改めた。</p>

※ 「令和4年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P78

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	資産統括局（市民税課）
2 監査結果報告日	令和5年2月22日
3 措置通知日	令和6年3月12日
4 監査結果の内容	<p><u>事業所均等割課税を賦課される者の捕捉（結果）</u></p> <p>尼崎市は、事業所均等割課税を賦課される者の調査や申告を促すための広報を行うべきである。そのための手段として、まずは、過去に事業所均等割課税の対象者で当該年度の申告がない者を抽出し、廃業届の提出を求める等の個別の調査を行うべきである。</p>
5 措置内容要旨	<p>令和5年度から市ホームページの事業所均等割に係る説明を、具体的かつ詳細なものに改善し、制度周知と申告を促す広報を行った。また、同じく令和5年度から、前年度に事業所均等割の課税があり今年度課税がない者を抽出し、事業主の住民登録自治体へ収入・所得内容の調査を実施するとともに、税務署へ廃業届の提出状況の調査に対する協力を仰いだ。</p>

※ 「令和4年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P79

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	資産統括局（資産税課）
2 監査結果報告日	令和5年2月22日
3 措置通知日	令和6年3月12日
4 監査結果の内容	<p><u>床面積に関する申告書とシステム登録データとの乖離原因追及の必要性（結果）</u></p> <p>尼崎市は、システムに登録された床面積データについて、申告書の記載との乖離の原因追及に継続的に取り組むべきである。将来的には、調査対象となる物件の乖離率を順次厳しく設定し、申告書とシステムとの乖離を是正していくことが望まれる。</p>
5 措置内容要旨	<p>事業所税に係る資産割については、家屋台帳に登録された面積から、第三者に貸し付けている面積を減じ、第三者から借り受けている面積を加えて算定した面積を課税標準とするものであり、事業所税の申告納付期限と事業所家屋貸付に関する申告の期日が異なることなどから、税務システム上の面積課税標準と申告を受けた面積は必ずしも一致するものではない。</p> <p>他方で、包括外部監査人の指摘する税務システム上の数値と申告を受けた数値の乖離を是正していく必要があることは事実であり、これまでも一定以上乖離が生じている事業者に対し修正申告を指導してきた。令和5年度には調査対象となる物件の乖離率を40%に拡大して実施しており、今後さらに乖離率を引き下げ、段階的に乖離の解消に向けた取組を行うこととした。</p>

※ 「令和4年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P136

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	保健局（生活衛生課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	令和 6 年 3 月 12 日
4 監査結果の内容	<p><u>適切な管理経費実績額の算定を前提とした精算の未実施（結果）</u></p> <p>平成 27 年度尼崎市立弥生ヶ丘斎場の管理に関する年度協定書第 6 条において「業務完了後、指定管理者は業務完了報告書を尼崎市に提出するとともに、速やかに管理経費の精算を行う。指定管理者は精算において、当該管理経費に余剰が生じた場合は、尼崎市に返還するものとする。なお、当該管理経費に不足が生じる場合は、別途協議を行うものとする。」と規定されている。</p> <p>しかし、「（2）指定管理事業実施のために要する「管理費」の適切な計上基準の明確化（意見）」に記載のとおり、指定管理事業に要する経費である管理経費は指定管理料と同額になるように報告されていることから、管理経費の精算は行われていない。</p> <p>「（1）合理的な共通経費の按分基準の明確化（意見）」、及び「（2）指定管理事業実施のために要する「管理費」の適切な計上基準の明確化（意見）」に記載のとおり、適切な指定管理事業に要した管理経費の額を算定の上、精算を行う必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>包括外部監査の指摘を受けた管理経費については、指定管理に係る年度協定書の精算条項に基づき、管理経費に不足が生じる場合は、別途協議を行い指定管理者との合意のもと精算を行ってきたが、管理経費の計上方法等委託料の精算についてより明確にするため、協定書第 6 条の見直しについて協議を重ねてきたものの、改定するまでには至らなかった。</p> <p>令和 6 年度からの指定管理者の公募に際し、募集要項等で精算対象を、経費の増減が生じる可能性のある光熱水費や修繕料とし、令和 6 年度からの指定管理に係る協定には、光熱水費と修繕料以外の精算に係る規定は設けないこととしている。</p>

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 139

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	保健局（福祉医療課）
2 監査結果報告日	平成 28 年 2 月 22 日
3 措置通知日	令和 6 年 3 月 12 日
4 監査結果の内容	<p><u>速やかに時効中断手続を実施すべき（結果）</u></p> <p>現債務者である被保険者 A は、過誤納の事実が発覚した時点においてすでに死亡しており、法定相続人である A の娘 U、U の死後は U の息子 O に対し債権の請求を行った。その後、息子 O が相続放棄した後は、さらに相続人である U の兄弟 3 名（V～X）に請求の通知を行ったが、市の過払金の請求を本人の死亡後相続人へ請求する点につき、V の親族から理解を得られなかったこともあり、市は平成 22 年度以降の 4 年以上、特段の手続を実施していない。督促は法令上の時効中断の効力を有することから、相続人 V, W, X への督促により速やかに時効中断を行い、回収の努力をするべきである。</p>
5 措置内容要旨	<p>本人死亡により、これまでも相続人に督促をしたものの応答がない状況であり、これらの状況を踏まえると、費用対効果の観点からも債権回収は非常に困難であると考えられるため、令和 5 年 2 月に尼崎市債権管理条例第 11 条第 1 項第 1 号に基づき債権放棄を行った。</p>

※ 「平成 27 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 147

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	こども青少年局（保育運営課）
2 監査結果報告日	平成23年2月21日
3 措置通知日	令和6年3月12日
4 監査結果の内容	<p><u>行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて（結果）</u></p> <p>普通財産ではなく公共の目的に供される行政財産とすべきものであり、水路等を管理する河港課に所管換えする必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>対象土地については、不法投棄物等が堆積している状況にあったことから、令和5年4月5日に当該不法投棄物等を撤去し、その後、樹木の伐採と除草を行い、更地化した。当該地は水路横の泥上げ敷でなく、泥上げ敷に隣接している土地であり、包括外部監査人の指摘する河港課に所管替えすることもできない状況にあるため、今後については、売払いを行う等有効活用するよう取組を進めていく。</p>

※ 「平成22年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 147